

田原会計 NEWS

2025 年 11 月 4 日 (火)

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内 2-25-15

田原会計事務所

TEL 055-225-3622 FAX 055-227-7714

Email tahara0423@tkcnf.or.jp

厚生年金の標準報酬月額上限が 段階的に引き上げられます

厚生年金の標準報酬月額上限が引き上げ

いわゆる「年金制度改正法」が 2025 年 6 月 20 日に公布されました。

この改正では、社会保険の適用拡大の他、在職老齢年金の見直しや遺族年金の男女格差是正などが盛り込まれています。

厚生年金の標準報酬月額上限引き上げは、報酬や給与水準が高い社長や役員、従業員の保険料負担に大きく影響します。

高年収の方の厚生年金保険料に影響

厚生年金の標準報酬月額の上限は、現在の 65 万円から 75 万円まで、下記のスケジュールで引き上げられます。

引き上げ時期	標準報酬月額上限	賞与を除く報酬月額 (以上～未満)
現在	65 万円	63.5～66.5 万円
2027 年 9 月	68 万円	66.5～69.5 万円
2028 年 9 月	71 万円	69.5～73.0 万円
2029 年 9 月	75 万円	73.0 万円～

賞与を除いた報酬月額が 66.5 万円以上 (報酬・給与のみで年収 798 万円以上) の方の厚生年金保険料が現在よりも段階的に引き上げられることになります。

厚生年金保険料の上昇額は？

標準報酬月額 65 万円以上の方の厚生年金保険料 (会社・被保険者折半額) は、下表

の通りとなります。

標準報酬月額	改正前 (月額)	改正後 (月額)
65 万円	59,475 円	59,475 円 (±0)
68 万円		62,220 円 (+2,745)
71 万円		64,965 円 (+5,490)
75 万円		68,625 円 (+9,150)

標準報酬月額 75 万円の場合、2029 年 9 月以降は現在と比べて会社・被保険者とも一人当たり年間約 11 万円も増加となります。

年金受給額の増加額は？

在職老齢年金による支給停止がなければ、改正後の標準報酬月額に 10 年間該当した場合の受給額は下記の通り増額となります。

標準報酬月額	年金受給額の増加額
68 万円	約 1,500 円 / 月 (終身)
71 万円	約 3,000 円 / 月 (終身)
75 万円	約 5,100 円 / 月 (終身)



保険料高いのに、在職中もらい難いのは納得できない